行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処	分 名	多治見市火葬場における死体の一時保管の許可
根拠例規及び条項		多治見市火葬場の設置及び管理に関する条例(昭和 39 年条例 第 12 号)第 7 条第 1 項
所 管	部 課 名	環境文化部 環境課
審	関係法令等及 び条項	
査	基準	一時保管が適当であると市長が認めたときに許可する。 条例第7条 火葬場において死体の一時保管を依頼しようと する者は、市長の許可を受けなければならない。 2 前項の規定により死体の保管について許可を受けた者は、 死体保管料として1日につき2,000円を納付しなければなら ない。
	設定年月日	平成9年4月1日 最終変更年月日
標準	標準処理期間	総日数 ~1 日程度(注:休日は含まない。)
処理期	内 訳	経由機関 日(機関名 協議機関 日(機関名 処分機関 ~1日
間	設定年月日	平成9年4月1日 最終変更年月日
備	考	